

(第一類 第十一號)

環境委員會

議
錄
第
十
四
号

三九四

大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策を求めることが関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第二二三二号)

危険な気候を回避するための法律制定を求めることが関する請願(笠井亮君紹介)(第二二三三号)

容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再使用を促進するための仕組みの検討を求めることが関する請願(池坊保子君紹介)(第二二三五号)

同(遠藤乙彦君紹介)(第二二四九号)

同(漆原良夫君紹介)(第二二五〇号)

同(齊藤鉄夫君紹介)(第二二五一号)

同(赤松正雄君紹介)(第二二五九号)

同(伊吹文明君紹介)(第二二六〇号)

同(坂口力君紹介)(第二二六三号)

同(佐藤ゆうこ君紹介)(第二二六九号)

同(吉野正芳君紹介)(第二二七四号)

同(近藤三津枝君紹介)(第二二七九号)

福島原発警戒区域における動物救済を求めることが関する請願(高邑勉君紹介)(第二二五七号)

同(江藤拓君紹介)(第二二五八号)

動物の愛護及び管理に関する法律の改正を求めることが関する請願(高邑勉君紹介)(第二二九四号)

同月二十二日

容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再使用を促進するための仕組みの検討を求めることが関する請願(森岡洋一郎君紹介)(第二二三一四号)

同(古川頼久君紹介)(第二二三三号)

福島原発警戒区域における動物救済を求めることが関する請願(玉木雄一郎君紹介)(第二二三三三号)

(第二四一七号) 同(笠井亮君紹介)(第二四一八号)
同(穀田恵二君紹介)(第二四一九号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四二〇号)
同(志位和夫君紹介)(第二四二二号)
同(塩川鉄也君紹介)(第二四二三号)
同(重野安正君紹介)(第二四二三号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第二四二四号)
同(照屋寛徳君紹介)(第二四二五号)
同(中島隆利君紹介)(第二四二六号)
同(初鹿明博君紹介)(第二四二七号)
同(宮本岳志君紹介)(第二四二八号)
同(吉井英勝君紹介)(第二四二九号)
同(吉泉秀男君紹介)(第二四三〇号)
は本委員会に付託された。

八月二日

拡大生産者責任(E.P.R.)とデボジット制度の法制化を求める意見書(鳥取県倉吉市議会)(第五八九九号)

拡大生産者責任(E.P.R.)及びデボジット制度の法制化を求める意見書(山口県防府市議会)(第五九〇〇号)

拡大生産者責任(E.P.R.)とデボジット制度の法制化を求める意見書(高知県四万十市議会)(第五九〇一号)

新潟水俣病の解決に向けた取組強化を求める意見書(新潟県議会)(第五九〇二号)

豊かで美しい瀬戸内海を取り戻すための「新瀬戸内海再生法」の早期制定及び水質総量削減制度の緊急措置を求める意見書(兵庫県議会)(第五九〇三号)

容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書

(宇都宮市議会)（第五九〇四号）
容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再

使用を促進するための法律の制定を求める意見書(千葉県印西市議会)（第五九〇五号）

容器包装リサイクル法の円滑な推進に関する意見書(静岡市議会)（第五九〇六号）

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処

にに関する特別措置法案起草の件

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部

を改正する法律案起草の件

環境の基本施策に関する件

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処

にに関する件

派遣委員から報告聴取

○小沢委員長 これより会議を開きます。

環境の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、去る一日、東日本大震災により生じた福島県内の災害廃棄物に係る対策の実情調査のため、福島県に委員を派遣いたしましたので、派遣委員を代表して、私から調査の概要について御報告申しあげます。

報告に当たり、ここに改めまして、このたびの地震と津波により、お亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈りいたしますとともに、被災された方々に対しても衷心よりお見舞いを申し上げます。また、被災者に対する支援や復旧復興等に従事されている関係各位の御尽力に対し、心から敬意

と謝意を表させていただきます。

それでは、調査の概要について御報告申し上げます。

派遣委員は、民主党・無所属クラブの大谷信盛君、太田和美君、田島一成君、中野謙君、横光克彦君、石田三示君、川越孝洋君、工藤仁美君、

柳沢万里君、阪口直人君、樋高剛君、森岡洋一郎君、山崎誠君、吉川政重君、自由民主党・無所属の会の田中和徳君、吉野正芳君、井上信治君、丹羽秀樹君、福井照君、古川禎久君、公明党的江田康幸君、そして私、小沢鉄仁の二十二名であります。

まず、今回の視察の概要について御報告申し上げます。各視察地においては、放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物の発生、保管、取り扱い状況等を中心現地調査を行いました。

最初に、福島県伊達市へ向かう途上、環境省より、東日本大震災に伴い発生した災害廃棄物のうち、放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理の基本的な考え方等について説明を聴取いたしました。

次いで、伊達市役所において、仁志田昇司伊達市長から、福島第一原子力発電所事故により汚染された伊達市全域を除染するとの基本方針のものと、市民の協働により進めている除染の取り組みについて説明を受けるとともに、国の責任で放射能の除染に着手し、除染の実施は各自治体にゆだねることで雇用の機会とする、放射能除染に伴う廃棄物の最終処分方法を早急に提示すること、住民の被曝量の推定と長期的な健康管理体制を構築すること等について要望を受けました。

今回、伊達市、桑折町、国見町及び川俣町の一市三町から成る伊達地方衛生処理組合の清掃センターにおいて、仁志田伊達市長及び古川道郎川俣町長より、東日本大震災発生後、大量の災害廃棄物が同センターへ搬入され、埋立処分場の残余容量が逼迫している状況、放射性物質により汚染さ

れたおそれのある災害廃棄物の処理に当たつての問題点等について説明を受けるとともに、同廃棄物の最終処分場を早急に確保すること等について

要望を受けました。その後、同センター内のごみ焼却施設及び埋立処分地施設を視察いたしました。

次に、南相馬市原町区の日立建機予定地内に設置されている災害廃棄物の仮置き場において、南相馬市から、同仮置き場における災害廃棄物の搬入、処理状況について説明を受けるとともに、市内の焼却施設だけでは災害廃棄物の三年以内での処理が困難な状況にあること、放射性物質の影響もあり、市単独では不燃物の最終処分場の確保が困難であること、警戒区域内の未回収の家庭ごみや放置されたままの家畜等の死骸により環境衛生面の問題が生じていること等、同市が抱える課題について説明を受けた後、同仮置き場を視察いたしました。

続いて、防護服を着用して、警戒区域内の浪江町請戸地区に入り、被害の状況を視察いたしましたが、警戒区域内等に放置されている災害廃棄物の処理が大きな課題であることを改めて認識させられました。

最後に、福島第一原子力発電所事故への対応の前線基地となっているJヴィレッジにおいて放射線のスクリーニングを受け、全日程を終了しました。

○小沢委員長 この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として農林水産技術会議事務局長藤本潔君、経済産業省大臣官房技術総括審議官西本淳哉君、資源エネルギー

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長伊藤哲夫君、環境省水・大気環境局長鷲坂長美君の出席を認め、説明を聴取いたしたいと存じますが、

御異議ありませんか。

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、「異議なし」と呼ぶ者あり

そのように決しました。

○小沢委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石原洋三郎君。

○石原(洋)委員 民主党・無所属クラブの石原洋三郎でございます。

本日は、質問の機会を与えていただきまして、皆様方に心から感謝申し上げるところでござります。本当にありがとうございます。

早速質問に入らせていただきます。

国は、放射性廃棄物の処理に関して、処理場の場所の選定などを地方自治体に任せるのでな

このため、農林水産省では、現在、新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業、この中で、削り取った汚染土壌から放射性のセシウムの分離、除去技術について、公募によりまして民間等からの課題提案を受けているところでございま

らしが奪われ、場合によつては命を絶つ方も出でるゝわけであります。国民の生命と財産を守る、この本道に一日も早く政府は立ち返り、政治的決断を判断していただきますようお願ひ申し上げるところでござります。

た。五ヵ月間が過ぎたというのに、事態がよくな
るどころか、私の地元からは、福島県を出ていく
若い人そして子供たちというのが後を絶ちませ
ん。この夏休みを機に、県外に出ていくことを決
意された方というのもおられるのが現状でござ
ります。先日の新聞でも、私立幼稚園二千人転園。

定中であります基本方針において、年間積算線図上で一ミリシーベルト以上の地域を対象に、一ミリシーベルト以下にするよう目指して除染に取り組んでいく、そういうふた考え方でまとめてられるべきだというふうに思つております。まず、このことについて御見解をお尋ねしたいと思ひます。

土壤から放射性物質のみを効率的に取り出すことはなかなか難しいというふうに承知をしてござりますけれども、民間からのお知恵もいただきまして、具体的な技術開発に取り組むことといたしております。

いてお伺いをいたします。

現在の福島県の特に中通りから多くの子供たちが、子育てできる環境なのかということを県を後にしてしまったというようなことがあるということをございます。

放射性物質の半減期が何年だからと。例えば、現在、福島の郡山では年間八ミリシーベルトということを言われております。これが何年後には自然に何ミリシーベルトまで減る、そして除染を行う

○石原洋委員　南相馬市などの海岸線は南北に二十五キロメートル近くありますが、防潮堤が破壊され、地盤沈下も起きております。このような場所に再び護岸工事や防潮堤を設置することが急務であります。その基礎工事に膨大な土砂が必要となります。市内において削り取った土砂を有価物として活用できないか、あるいは今回の法案で応用できないかとの考えもありますが、その点についての国の考え方をお伺いいたします。

○鷲坂政府参考人　お答え申し上げます。

除染等の措置に伴いまして除去土壤等の適切な処理をすることは、迅速かつ円滑な対策を進めることで大変重要な課題であると承知しております。

に心を寄せ、その思いを受けとめていかなければならぬと思ひます。

その上で、最終処分場の件についてのお尋ねですが、これから提案されます法案では、国は、地方公共団体の協力を得つつ、汚染廃棄物等の処理のために必要な措置を講ずるよう規定しているというよう伺つております。この法案が成立をいたしましたら、環境省としても、この規定の趣旨を踏まえて、既存の処理施設の対応可能性をしつかり踏まえながら、県や市町村とよく協力をし、また皆さんの意見をよく伺つて、そうした最終処分場の確保を含め適切に処理が推進されるよう全力で対応していきたいと思つております。

除染の必要性 これを強く思っているところでございます。この五ヵ月間 そうした若いお母さんたちの声にこたえられないということは、私自身も、被災地の議員として自責の念に駆られました。毎日でございました。

そこで、除染のことについてお尋ねをさせていただきたいというふうに思つておりますけれども、原子力災害対策本部で除染の基本方針というのがやつと八月中に取りまとめができるというところをお聞きしております。今の検討状況はどうなつてあるのかということで、本日、福山内閣官房副長官に来ていただいておりますので、そのことについて、除染の対象地域をどのように設定するのかということも含めて尋ねをさせていただき

○福山内閣官房副長官 太田委員にお答えをさせます。よろしくお願ひいたします。

ことによって何年後にはこうなるというような展望もあわせて示していただければ幸いです。

太田委員におかれましては、地元選出の議員として、本当に原発事故の対応について日ごろから御尽力いただきまして、心から感謝申し上げて

今、御指摘をいただいておりました除染の基本方針でございますが、八月中にまとめるべく、検討している最中でございます。

先週の土曜日、二十日の日も、細野大臣が井戸町長と三吉^{ヨコ}園内にて

四庫全書

の不思議な登場人物で、この日は質問の機会を失ったが、さうして

除染の必要性 これを強く思っているところでございます。この五ヵ月間 そうした若いお母さんたちの声にこたえられないということは、私自身も、被災地の議員として自責の念に駆られました。

そこで、除染のことについてお尋ねをさせていただきたいというふうに思つておりますけれども、原子力災害対策本部で除染の基本方針というのがやつと八月中に取りまとめができるといううとをお聞きしております。今の検討状況はどうなつているのかということで、本日、福山内閣官房副長官に来ていただいておりますので、そのことについて、除染の対象地域をどのように設定するのかということとも含めてお尋ねをさせていただ

○福山内閣官房副長官 太田委員にお答えをさせます。
ことによって何年後にはこうなるというような展望もあわせて示していただければ幸いでござります。よろしくお願ひいたします。

太田委員におかれましては、地元選出の議員として、本当に原発事故の対応について日ごろから御尽力いただきまして、心から感謝申し上げま
す。

今、御指摘をいただいておりました除染の基本方針でございますが、八月中にまとめるべく、検討している最中でございます。

先週の土曜日、二十日の日も、細野大臣が井戸川双葉町長それから渡辺大熊町長と三キロ圏内に

御指摘のように再利用にする処理も一つの考え方である、このように考えておりますけれど

して、本当にありがとうございました。被災地のために、どうぞ今後ともぜひよろしくお願ひいた

除染の必要性、これを強く思っているところでございます。この五ヵ月間、そうした若いお母さんたちの声にこたえられていないということは、私自身も、被災地の議員として自責の念に駆られ毎日でございました。

そこで、除染のことについてお尋ねをさせていただきたいというふうに思つておりますけれども、原子力災害対策本部で除染の基本方針というのがやつと八月中に取りまとめができるということをお聞きしております。今の検討状況はどうなつておられるのかということで、本日、福山内閣官房副長官に来ていただいておりますので、そのことについて、除染の対象地域をどのように設定するのかということとも含めてお尋ねをさせていただきたいというふうに思つております。

〇福山内閣官房副長官 太田委員にお答えをさせます。よろしくお願ひいたします。
ことによって何年後にはこうなるというような展望もあわせて示していただければ幸いでございます。
太田委員におかれましては、地元選出の議員として、本当に原発事故の対応について日ごろから御尽力いただきまして、心から感謝申し上げます。
今、御指摘をいただいておりました除染の基本方針でございますが、八月中にまとめるべく、検討している最中でございます。
先週の土曜日、二十日の日も、細野大臣が井戸川双葉町長それから渡辺大熊町長と三キロ圏内に状況の観察に入られました。また同時に、事務的にには、周辺の八市町村プラス、すべてで大体二十二

も、今後、さまざまなお手続方法につきまして、専門家とか関係者等の意見を聞きながら、また人の健康とか環境への影響等に関する評価も行いながら、再利用を含めた適切な処理の方法等々を考えていく、このように考えております。

○小沢委員長 次に、太田和美君。
○太田委員 民主党の太田和美でございます。
本日は質問の機会をいただきましたこと、まず
もって心から御礼を申し上げたいと思います。ま
た、委員各位の皆様方に、先日福島県に視察に
入つていただきましたこと、重ねて御礼を申し上
げたいと思います。

さて、本日は時間も余りないということでござ
いますので、早速質疑の方に入らせていただきた
いというふうに思います。

原子力事故から、早いもので五ヵ月がたちまし

があるんですけれども、福島第一原発事故における緊急防護措置の解除に関する考え方についてと
いうことで、これでは、参考レベルとして年間二
ミリシーベルト以下を目指して、合理的に達成可能な限り低減する努力がなされることという考え方
が示されております。また、原災本部が八月九日に示した避難区域等の見直しに関する考え方でも、徹底的かつ継続的な除染を実施するとして、長期的な目標として追加的な被曝量を年間一ミリシーベルト以下とする 것을を目指すということと
しております。

ぐらいの市町村と除染についての意見交換を今して
いるところでございます。

太田委員御案内のように、除染が今後一番重要な
だというのは全くそのとおりでございまして、
我々としては、除染をいかに効果的にやるかとい
うことが重要で、まず、除染がどのようにうまく
いくかについてのモデル事業なりをやって、き
ちつとそういうふた成功した事例をそれぞれの市町
村にやつていただけるような形をとりたいという
ふうに思つております。

また、どういう形で地域をと言われましたが、
これは御案内のように、線量の高い地域と線量の
低い地域を

卷之三

卷之三

卷之三

低い地域があります。線量の低い地域においても、側溝や一部の草むら等々に関して言えば、高いところもあります。つまり、基本は、モニタリングをしつかりすること、それからその後、線量の高いところから効果的な除染をしていくこと。ただし、地域的に特定をするというよりかは、除染の必要性は面的に広がっているというふうに私は思っておりますので、それをどういうふうに整理していくかということについて、今鋭意検討しているところでございます。

それから、御指摘のありました「ミリシーベルト以下を目指していくべきではないか」というのは、全くそのとおりでございますが、あとは、どのような形で線量が減衰をしていくか等についてもしっかりと科学的に検証していかなければいけませんし、それぞれの市、町、村によつて、同じ町でも線量の高いところ低いところ、それそれが非常に状況が違いますもので、一律にというよりかは、そこは丁寧にそれぞれの市町村と話し合いを進めながらやつていきたいと思いますが、そういった考え方を今方針としてまとめているところでございます。

○太田委員

ありがとうございます。

やはり、除染ということで、ゼロにすることは無理だというふうには思うんですけれども、本来であれば浴びる必要のないものでございますので、本当にできる限り低く抑える努力、これを国が前面に立つて総力を挙げてやっているんだ、このメッセージが必要なんだというふうに思つておられます。やはり、福島県を出ていくお母さんたちが、ずっとこのままの線量だというふうに思つておられる方たちが多いんですね。でも、実際今あるのはセシウム137と134、それには半減期二年のものから三十年のものがあります。ですから、自然減だけで六年後には三割になるとか、それプラスアルファ、国が本当に除染というものを徹底的にやつていくというメッセージが本当に必要なんだというふうに思つております。

生まれ育つた地を離れていくことというのは、

低い地域があります。線量の低い地域においても、側溝や一部の草むら等々に関して言えば、高いところもあります。つまり、基本は、モニタリングをしつかりすること、それからその後、線量の高いところから効果的な除染をしていくこと。ただし、地域的に特定をするというよりかは、除染の必要性は面的に広がっているというふうに私は思つておりますので、それをどういうふうに整理していくかということについて、今鋭意検討しているところでございます。

ただ、御指摘のありました「ミリシーベルト以下を目指していくべきではないか」というのは、全くそのとおりでございますが、あとは、どのよ

うな形で線量が減衰をしていくか等についてもしっかりと科学的に検証していかなければいけませんし、それぞれの市、町、村によつて、同じ町でも線量の高いところ低いところ、それそれが非常に状況が違いますもので、一律にというよりかは、そこは丁寧にそれぞれの市町村と話し合いを進めながらやつていきたいと思いますが、そういった考え方を今方針としてまとめているところでございます。

○太田委員

ありがとうございます。

やはり、除染ということで、ゼロにすることは無理だというふうには思うんですけれども、本来であれば浴びる必要のないものでございますので、本当にできる限り低く抑える努力、これを国が前面に立つて総力を挙げてやっているんだ、このメッセージが必要なんだというふうに思つておられます。やはり、福島県を出ていくお母さんたちが、ずっとこのままの線量だというふうに思つておられる方たちが多いんですね。でも、実際今あるのはセシウム137と134、それには半減期二年のものから三十年のものがあります。ですから、自然減だけで六年後には三割になるとか、それプラスアルファ、国が本当に除染というものを徹底的にやつしていくというメッセージが本当に必要なんだというふうに思つております。

生まれ育つた地を離れていくことというのは、

そう簡単なことじゃないんですね。ですから、やはりみんな戻つてきたい。再びここに戻つてきて子育てできるというふうに、国が自信を持つて、胸を張つて言えるような環境づくりをしていただけたいというふうに思つております。

次に参りたいと思います。

そうした除染を行うには、当然、その廃棄物をどうするのかというのが問題になつてきます。本日この後提案される特措法案は議員立法ということになりますけれども、政府提出法案となれば、かつた事情についてどのように認識されているのか、お尋ねをしたいと思います。

環境省は、設置法においても、環境基本法などにおいても、放射性物質対策、放射能汚染対策は任務外ということになつております。私は、本委員会の四月の質問でもそのことを取り上げ、放射能汚染という膨大な環境汚染から人々を守るために、環境省は踏み出すべきではないかという趣旨の質問をさせていただきました。その意味で、省庁間の所管事務のすき間に発生した放射性廃棄物の処理という難題に、少し遅かったにせよ、法の想定外の中で環境省が一步踏み出していただきたことに大変評価をしているところでございます。

今回の特措法では、放射性廃棄物の処理や除染という福島県復興の大前提となる事業について、環境省が中核的な役割を担うことが打ち出されております。今までの環境汚染とは、予算規模も汚染面積も比べ物にはなりません。今の福島県の現状を踏まえた上で、その任を担う環境省として、決意もあわせてお伺いしたいと思います。

○江田國務大臣 委員が、先ほどもお話をございましたが、福島第一の事故が現に起きて、現に放射性物質によって汚染された地域があり、廃棄物があり、除染が必要、廃棄物の処理も必要ということがあつて、議員の皆様で寄り寄り相談をしていただきまして、今回の議員立法によつて、福島第一についてはこういうこととやろうという提案をまとめていただいたものと思つております。そこで、環境省としても、そうしたまたお願いさせていただきたいというふうに思つておられます。

本日は質問の機会をいただきまして、ありがとうございました。

○小沢委員長 次に、吉野正芳君。

正芳です。

きょうは、福島県選出の議員、石原議員、太田議員、そして私、吉野でございます。与党、野党関係ありません。地域を思う心、これは、与党、野党関係なく、私たち政治の大きな務めだと思います。

質問をさせていただきます。

今、いわゆる放射性物質のお掃除法案、除染法案を私たち議員立法でつくつておられるわけですが、この議論の真っ最中に、菅内閣で、三キロ圏内の汚染の高いところは帰宅が困難だ、だから

原子力事故というのは、小さなものは起きても原棄物が飛び散るというようなことはないという頭だつたんですね。そして、昭和四十年代に今度は環境法制ができまいまして、その環境関連法の中では、そういう廃棄物が環境に放出するといふことはないという前提ですから、これを除くといくことになつていて、今回のような事態について全く法がない、そういう欠陥を抱えた法制度だつたと言わざるを得ないと思います。

ですから、環境省は、もちろん環境を保持していく点で重要な責任を負つておるわけですが、しかし、例えば経産省であるとか農水省であるとか厚労省であるとか、いろいろなところの所掌事務に連絡をする事態が今起きているわけですが、先づは、これらを総合的に、しかも、これからどうするとか、いろいろなところの所掌事務に連携して、徹底的にこの問題に取り組んでいっていただきたいというふうに思つております。きょうは文科省の方は来られておりませんけれども、この除染のことについても、学校の校庭の表土をはいで除染作業をするということは、文科省は最初腰が重かつたんですね。そういうこととかも連携して、徹底的にこの問題に取り組んでいっていただきたいと思います。

環境省だけ頑張つても、放射能汚染対策は、もはや文科省の方は来られておりませんけれども、この除染のことについても、学校の校庭の表土をはいで除染作業をするということは、文科省は最初腰が重かつたんですね。そういうこととかも連携して、すべての省庁に呼びかけて、そういったことで働きかけをしていただきたいというふうに思つております。

もつと質問したいことがあつたんですけども、質疑時間が終了となつてしましましたので、またお願いさせていただきたいというふうに思つております。

○太田委員 環境省としての決意は本当に伝わつてしまりました。

しかし、環境省だけ頑張つても、放射能汚染対策、除染というのは進んでまいりません。やはり、関連する農水省や国交省、そして文科省などとも連携して、徹底的にこの問題に取り組んでいっていただきたいというふうに思つております。

○太田委員 環境省としての決意は本当に伝わつてしまりました。

適切かつ迅速に対策を進めさせていただきたいということを今環境省全省挙げて決意をしておりまして、ぜひとも一日も早い法案の成立をお願い申します。

○吉野委員 おはようございます。自民党の吉野正芳です。

きょうは、福島県選出の議員、石原議員、太田議員、そして私、吉野でございます。与党、野党関係ありません。地域を思う心、これは、与党、野党関係なく、私たち政治の大きな務めだと思います。

質問をさせていただきます。

今、いわゆる放射性物質のお掃除法案、除染法案を私たち議員立法でつくつておられるわけですが、この議論の真っ最中に、菅内閣で、三キロ圏内の汚染の高いところは帰宅が困難だ、だから

行う、そして、聞くところによると、二十七日には総理自身が地元に入つて謝罪をしていく、こんな報道がなされています。

この報道に対して、今、双葉郡の八ヶ町村、七月目に入つて、一番その、避難生活で我慢できる、耐えられる心の支えと、いうのは、戻れるんだ、お掃除して、除染をしてきれいにすれば戻れるんだという、こここのところが支えになつてゐるんです。この一番大事な支えをこの報道でこつぱり、みじんに碎いてしまつた。地元の報道でも、大熊、双葉の避難民絶句、もう絶句なんですね。

実は、双葉町の井戸川克隆町長が、八月十六日に「震災六ヶ月を前に思う」という形で四ページにわたつて所感を書きました。これを地元の新聞社に寄稿して、寄稿文が書かれたんですけれども、その文章を読んでみます。

「私達の町は双葉にしかありません、国有地にするということは発電所を誘致するときに断りをするべきものです、放射能の除去作業をしていいな、努力もしていい中で議論されてることに憎悪を感じてしまいます。絶対にありえません、国を失つた国民がどのような苦労をしているかを、議論している方々は是非認識していただきたい。」「帰れない」ということに対する所感を書きました。「諦める訳にはいかない」最後に、大きな字です。「何としても帰りたい、町民みんなで安全なふるさとへ、みんなそろつて帰りたい。そして、早く時を動かしたい、三月十二日から。」こういう言葉で所感を締めくくつております。

福山副長官、どうして避難している方々の希望を、希望のともしうを折るようなことをしたんですか。

○福山内閣官房副長官

吉野委員におかれまして、本当に、いわきということで、原発からも近いところで、日ごろから御尽力をいただいていたんですかといふ御質問だつたんですが、ま

だ別に、報道がされているだけでございまして、吉野委員の御指摘は恐らく読売新聞等の報道だと思いますが、この報道については私は承知をしておりません。

確かに、政府は責任として、相対的に線量の高い地域の皆さんに対し、どのように対応するかは、先ほど太田委員の質疑でも申し上げましたように、除染方針とともにいろいろなことを考えなければいけません。しかしながら、この読売新聞の報道は、私は全くもつて、どこから出たのかなどは、いう感じでございます。

しかし一方で、吉野委員おっしゃるように、どういった形で今、半年以上避難をされている方々に對して対応していくのか、それから、先ほど申し上げた除染方針の中で、「一体どの程度の期間が必要なのか」ということを議論する中で、市町村の皆さんといろんなことについて話し合ひをしていかなければいけないと、いう認識はございます。

○吉野委員 福山副長官は枝野官房長官の副長官です。枝野官房長官が記者会見でこのことについてきちんとコメントしている、意見を述べておられます。

○福山内閣官房副長官 もちろん私は官房長官の会見については承知をしております。どの程度帰宅が困難になるのかということについて、現状の把握とそれから今後の除染の余地ということを検討している段階でありますので、今の段階で具体的なことが固まっているわけではありません。私が吉野先生言われた、国の、例えは国有化だとか借り上げだということが、今政府の方針として明確に決めて外へ出しているわけではございませんし、また、そのことは固まっているわけではございません。

○吉野委員 今答弁、本当にありがとうございます。きちんと調査をして、除染をして、そして、それでもおかつ、なかなか帰宅するには困難だということであれば、今お話しになつた国有化とか借り上げ方式を考えていくというのが政府の立場だというふうに私は理解をいたしました。そのとおりにやつていただきたいと思います。

そして、今、除染特措法をつくっています。この除染特措法ができた暁には、今政府が考えて

る、線量が高くて帰宅がなかなかできない、そういうところとの整合性はどうするんですか。十年間は帰宅できないという形で、国による買上げ、国有化等々、これから議論していくといふことなんですね。まだ汚染マップもつかない、どれだけの深さに汚染物質が入っているかという調査もしていない、そういう中で、なぜこういう議論が出てきたんですか。この除染法案と、本当に十年間帰宅させないと、そこら辺の整合性を聞きたいんです。

○福山内閣官房副長官 済みません。大変恐縮でございますが、十年間というのがどこから出てきた数字か、私はちょっと、理解がしにくいので、また後で御示唆をいたければと思います。いろいろな可能性をもちろん政府部内で検討するのには、私は当然だと思っております。

しかし、吉野委員おっしゃられたように、双葉も大熊の皆さんも大変な御苦労をいたいでいる。そこで、先ほどから申し上げているように、除染方針を出すことによって、どの程度、本当に時間がかかるのかということを、現実を見据えながら政府はいろいろ判断をしていかなければいけないというふうに思つておりまして、別に、

今吉野先生言われた、国の、例えは国有化だとか借り上げだということが、今政府の方針として明確に決めて外へ出しているわけではございませんし、また、そのことは固まっているわけではございません。

○吉野委員 今答弁、本当にありがとうございます。きちんと調査をして、除染をして、そして、それでもおかつ、なかなか帰宅するには困難だということであれば、今お話しになつた国有化とか借り上げ方式を考えいくというのが政府の立場だというふうに私は理解をいたしました。そのとおりにやつていただきたいと思います。

次に、大臣にお伺いします。

今お話しになりましたように、大臣も、二十キロ圏内、私たち委員会の調査の前に入られたと思

うに、高いところもあれば、低いところもあれば、本当にばらばらでございました。大臣は二十キロ圏内に入つて、ここは人の住めない地域だと感じたか、きちんとこの特措法を成立させて、そして除染をすれば、人が住むことができる地域だ

と、いうふうに感じたか、その辺の感想、所感をお聞きしたいと思います。

○江田国務大臣 委員が、まさに現地の皆さんに質疑をされて、こうして迫力を持つて質疑をされて、ここに心から敬意を表します。委員の胸にも「がんばろう、ふくしま!」というバッジがつておりますが、私も今つけて、委員と一緒に気持ちで対応していきたいと思つて答弁をさせていただきます。

先日、二十キロ圏内に入つてまいりました。さらにはありませんが、サイトの中にも入つて、実際に見てまいりました。いや、これは本当に大変なことだと。私は、原子力発電所の破壊された状況の前に立つて、これは本当に、あそこで作業に当たられた皆さん、まさにもうぞつとするといいますか、背筋が寒くなる、そんな思いの中で作業をされたんだと思います。この皆さんには本当に心から敬意を表さなければならないと思っております。

しかし一方で、二十キロ圏内に入るときに、確かにいろいろなチエックはありましたが、入って、山浜浜というところに行つて、おり立つて、放射線量をはかるカウンターで、私ども素人ですから正確なことはわかりませんが、はかつてまいりました。これは、きつちりと処理をしていけば、廃棄物の処理なりあるいは必要な除染なりどちら正確なことはわかりませんが、はかつてまいりました。これは、きつちりと処理をしていけば、廃棄物の処理なりあるいは必要な除染なりなど、素人ですが、そういうことも感じました。

地域によつて、まさに原子力発電所のサイトの中あるいはそのすぐ外、これは本当にどうやつて除染ということができるのか。いろいろな技術的

いますが、廃炉にしていかなきやならない、そういう作業もあるわけで、さまざまなものやり方、技術的ないろいろものがあると思います。最大限、やはりもとに戻していくという努力を国としてはしなければいけない。

しかし、その努力を超える汚染があるかもしれない。しかし、そういうものがないところもたくさんある。これは、まさにこの法案をつくつていただいて、国に権限を与えていただき、国として最大限除染をして、可能な限り大勢の皆さんにきつちりともとの土地に帰つていただき、国として責任を果たしていかなければなりません。これもすばらしいわけなんです。アールもゼ

オライトを使つてきちんと基準以下に落として、それから放水をしております。

でも、そうやって濃縮された放射性物質、また達市のみならず、いろいろなところで放射性を含んだ土壤、特に幼稚園、保育所等々の土壤を仮置きしております。

この間、関係市町村議員協議会という大会が船引町で開かれまして、そこで、各関係市町村の議員様は全員です、仮置きしているものをどうにかしてくれ、早く国で方向性を出してくれ、こういうことがそこに集まられた四百人近い議員の方々の総意でありました。

ここは、まさに環境省が指導力を發揮して、仮置きは市町村の判断で仮置きしますけれども、その辺は大臣、いかがでしょうか。

○江田国務大臣 除染の前に、どの程度の放射性物質による汚染があるかをしっかりと把握して、それを申し上げられるところまでまだ来ておりませんが、精いっぱい、早期にそうした処理の見通しがつくよう頑張つていただきたいと思つております。

○吉野委員 ちょっとこれは通告していないんですけども、環境省としては特措法ができてからいわゆる最終処分場をつくるという形、これはこれで特措法ができるからで結構だと思つておりますけれども、もしくは、今の仮置きでも、ちょっと手を加えれば 放射線を防ぐというか、ある程度低減することは可能なんですね。

○江田国務大臣 例えば、コンクリートブロックで囲うとか、そういうところでは、仮置きしないと言うだけ。例えば農家の桶わら、食べないよう保管しておきなさいと言うだけなんですね。そうじやな

く、その周りはコンクリートブロックでちょっと囲んでくださいとか、その辺の指示はできないでしようかね。これは通告していませんけれども、わかる方で。

○吉野委員 私も素人ですので、技術的に正確なところまでなかなか責任持つてお話しできませんが、そのためにも、この後、提出されると伺つております。これが八千

大切だと思つております。その間、最終処分場を見つけて、ここでこういう方法で、これについてしっかりと提案できるようになるまでの間、それぞれの地域地域で一時的に保管をすることはぜひお許しをいただきたい。お許しいただいたけれども、そのことは決して皆さんのが望むことではないんだ、早くどけてくれということはもう強い強い

思ひなんだ、このことを受けとめながら、責任を持つて、住民の皆さん、地域の皆さんが安全で安心できる方法を見つけていきたいと思つております。

現在のところ、いつごろできるか、そういうめどを申し上げられるところまでまだ来ておりませんが、精いっぱい、早い段階にそうした処理の見通しがつくよう頑張つていただきたいと思つております。

○吉野委員 ちょっとこれは通告していないんですけども、環境省としては特措法ができてからいわゆる最終処分場をつくるという形、これはこれで特措法ができるからで結構だと思つておりますけれども、もしくは、今の仮置きでも、ちょっと手を加えれば 放射線を防ぐというか、ある程度低減するることは可能なんですね。

○江田国務大臣 例えば、コンクリートブロックで囲うとか、そういうところでは、仮置きしないと言うだけ。例えば農家の桶わら、食べないよう保管しておきなさいと言うだけなんですね。そうじやなく、その周りはコンクリートブロックでちょっと囲んでくださいとか、その辺の指示はできないでしようかね。これは通告していませんけれども、わかる方で。

○吉野委員 私も素人ですので、技術的に正確なところまでなかなか責任持つてお話しできませんが、そのためにも、この後、提出されると伺つております。これが八千

ベクレル、十万ベクレルという分類ですね。そして、これについてはこういう方法、これについて

はこういう方法というものを示しております。しかし、ここからが難しいのが、八千ベクレル以下ならばこういう方法でできますとかいうのを

いろいろ決めているんですが、地域の住民の皆さんから言わせると、本当にそれで大丈夫なのといふのがやはり残るんだろうと思います。

そこで、大切なことは、やはり、この基準はこういうことで、こういう計算でできているものであります。

今はもうむちやくちやな汚染の状態のところもあつて、そしてその基準以下ならこういう方法で得していただくという説明、これがまだ十分であります。

原発によつてあらわれた汚染というものは、それはもうむちやくちやな汚染の状態のところもあつて、その影響をもたらしているわけでありまして、そこにはやはり、ほんのちょっとでもあつたらダメといふことがあります。私は、今の鉄粉を送つてそれによつて

はやはり政治を行つていかなければ。被災地の方々、被災者の方々、この視点に立つことが私たち政治家として一番大事な点だと思います。

さて、私たちは伊達市を見てまいりました。これは原子力の専門家、田中先生という強力なアドバイザーの助言を得て、仁志田市長さん、一生懸命除染を取り組んでおります。

さて、私たちは伊達市を見てまいりました。これは原子力の専門家、田中先生という強力なアドバイザーの助言を得て、仁志田市長さん、一生懸命除染を取り組んでおります。

まず、学校の校舎。これが、高圧の水洗い機で今結構ほかでやつているんですねけれども、セシウムは水に溶けちゃうんですね。水洗いすると、そこ

に落ちていった放射性物質が、下水を通して、最終的に川に行つて、海に行つちやうんですね。でも、ここのこところがまだほかの地区では野放し状態なんです。でも、田中先生は、水じやなくて

小さな鉄の塊でコンクリートを薄く削つちやうんです。それを真空の吸引機で吸い上げて、ですか

ら、放射性物質は水に溶けて流れていかないといふ形で学校のコンクリートを除染しているんですね。これもすばらしいわけなんです。アールもゼ

最終処分場をどう確保するのか。これは国の責

任で必ず確保していかなければなりませんが、それをどこへどういうふうに処理していくのかと

いうのが、今までに委員が指摘された問題点だと思つております。

最終処分場をどう確保するのか。これは国の責

れてくるなという陳情がもう出ているんです。最終処分場の場長さんにとって、経営者にとって一番大事なのは、周りの地区住民なんです。この人たちの同意があつたから今の管理型最終処分場ができたのであって、もうある意味では神様なんですね。神様の声を聞かなきやならないんです。

現実に、最終処分場、民間の最終処分場に幾ら人れていいよと言つても、なかなかそこで受け入れてくれる最終処分場はございません。ですから、まさに住民の理解、そこが大切だと思います。

土壤汚染対策について聞きます。
先ほど石原委員の中で、大量に出てきます汚染土壤、これのクリーニング、ここから放射性物質をどうやれば取れるのかというところの質問をしたんですけども、私も同じなんですけれども、農林省の方が、いろいろ技術開発をしているというだけの答弁でした。

実は京都大学で、セシウムというものは水に溶ける、この特性を生かして、まず土を水で洗っちゃう。そうすると、八八%が水に溶けて、いわゆる汚染水。東電で今、新しくサリーができましたから、このサリーを使えば汚染水、水に溶けた放射性物質、セシウムは取れるわけあります。そして、残り一二%が土の中にある。その土も、ふるいにかけておけば、粘土がほとんど、微粒子、小さな土、粘土分のところについているので、土はきれいになる、こういう実験結果があるんです。ですから、こういう形で環境省も、大量の汚染土壤をいわゆる減量化していく、そして濃縮していく、そういうところのいろいろな民間の知見を本当に受けて、自分のものとして、環境省として研究しているんでしようか。

○江田国務大臣 環境省においては、重金属等の有害物質による土壤汚染問題を所管して調査、対策を進めてまいりました。
放射性物質によつて汚染された土壤の浄化や除染等の技術開発、これは今委員おつしやるとおり必要でございまして、現在までに、知見を有する民間企業が多数共同して、土壤浄化等の技術開発

や調査手法の確立のための研究会を六月に発足させておりまして、その皆さんの研究が今進んでいますところだと思っております。

八月の二日に第三回、さらに八月三十日に第四回とずっと研究は進んでおりまして、その皆さんによる土壤洗浄技術というのも、ここにペーパー

がございますが、これは細粒子分を分級除去することで粗粒子分の浄化を進めるというような、私は素人なのでそれすぐびんとはさせんが、そういうことで、要是、水に溶かすとかいろいろ、この粒子を細かくするとかして、セシウムを何かに吸着をさせ、特に粘土に吸着するということのようですが、そうやってその他の部分についてのセシウムを除去する。そして、セシウムを吸着したことではさらに細分化していくというような方法もある。今委員のお話しになつた京都大学の方法

術開発というのは、これは今本当に必要なことだと思つております。

○吉野委員 では、最後に特措法について伺いま

す。
これは、自公、野党案と、そして民主党案の、ある意味で合意がなされたものなんです。でも、一番ここでもめたのは、責任がどこにあるかな

一です。汚したのは東電と国なんです。原子力を推進してきた国、これも当然連帶責任あるんです。

申しわけないけれども、民主党案は、東電と国が

原子力事故ですから、第一義的には事業者、つまり東電が責任を負うことは当たり前なんです

が、しかし、東電といえども、別に東電が勝手にやつたわけじゃないので、国の施策として、国策として原子力行政というのを進めてきた。これ

は、国が最大限、一番重要な社会的責任を負つて

いるということを国は認識をしつかりしなければ

いけない。

間違つても市町村の責任というわけではないわけで、しかし、現実には、今の除染であるとか放射性廃棄物の処理であるとか、いろいろなことを市町村の皆さんに、これはもうお願ひですが、協力をしていただきなければ前に進まないとこの

分けをしつかりしていただいている、決議にもそ

な確認、これを目的として質疑を行わせていただきます。政府におかれましても、そのつもりで明確な答弁をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず最初に、先ほど吉野先生から明確にございましたが、大変重要なことであります。私も確認をさせていただきたい。それは、国の責任と自治体の役割についてでございます。

法案では、我々は、国の責務と自治体の役割を明記いたしました。今回の放射性物質による環境汚染は東京電力福島原発の事故によるものであり、その責任は、東電にあるのと同時に、国策と

ちんと担保する意味で、決議一というのができてるんです。これは、あくまでも地方は協力する立場、汚染を除去するのは全部国、東電なんだ、こういう立場の決議というふうに私は理解をしていますので、その辺の大臣の理解はどうなのか、お伺いしたいと思います。

○江田国務大臣 議員立法にかかわられた皆さん方の集中的な協議について、心から敬意を表します。そして、今、法案については、これから俎上に上る、さらにその後、委員会決議というのもも予定をされていると伺つております。そうした案文についても拝見をさせていただいています。

そこで決められること、これはもちろん、国会の決め方ですから、私どもも当然それに従つて行政を進めてまいりますが、しかし、それだけ当然進めていくというだけでなく、私どもも今同じ気持ちでいるということを申し上げたいと思います。

これまで、我が国には、放射性物質による環境汚染についてきちんととした法律がありませんでした。このことが今回の適切な対応をおくらせてしまつた大きな要因であります。これらの法の不備を早急に正して、そして迅速な汚染への対処を可能とするために、そしてまた一刻も早く被災者の皆様がふるさとに戻つていただく環境をつくるため、迅速な汚染廃棄物の処理や除染措置を柱とする放射性物質汚染対処特別措置法案が民主、自民、公明の合意によつて作成され、委員長提案として本日起草提出されることになつてゐるわけ

です。これまで私は、本当にありがとうございます。

○小沢委員長 次に、江田康幸君。

これまで私は、本当にありがとうございます。

○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございました。これまで私は、本当にありがとうございます。

○吉野委員 では、最後に特措法について伺いま

す。
これは、自公、野党案と、そして民主党案の、ある意味で合意がなされたものなんです。でも、一番ここでもめたのは、責任がどこにあるかな

一です。汚したのは東電と国なんです。原子力を推進してきた国、これも当然連帶責任あるんです。

○吉野委員 明快な、被災地の目線で考えた答弁

ります。自治体にその責任はありません。したがって、放射性廃棄物の処理及び除染に当たつては、本来東電と国がすべてこれを実施するべきものであり、その上で、自治体はそれぞれの実情に応じて国に協力するものであると我々は規定したわけでございます。

国の責任と自治体の役割について、大臣の明確な答弁をいただきたい。

○江田国務大臣 委員も、起草に当られた中心的な一人として大変な御努力をいただきました。心から敬意を表させていただきます。

そして、今委員おっしゃったとおり、原子力発電所の事故によつて放射性物質が環境に飛び散り、これにより汚染された廃棄物とかあるいは土壤などが出てきたわけでございまして、廃棄物の処理や除染に関しては、一義的に、汚染原因者である事業者、東京電力に責任があるものだということ。

しかし、電力会社も自分の勝手でやつたのじやなくて、これは国が国の施策として原子力行政を進めてきた、これに起因するわけであります、これまで原子力政策を推進してきた国も重大な社会的責任は負つているんだという、その責任にかんがみてしつかり役割を果たすべきだと考えておりまして、間違つても、市町村に責任がある、地方自治体に責任がある、そういうことは断じてないというふうに国としても理解をしております。

しかし、現実にそゝした作業をするには、地方公共団体の皆さんのが大変な御理解をいただいて、たつてこれはもう進まないので、そこはもう本当に、委員の皆さんに大変な御理解をいただいて、地方自治体も協力をしようということを法律上位に置づけをしていただいたということは大変ありがたいことだと思つておりますし、そういう仕分が責任がある、地方は協力をする、そういう仕分けで役割分担を果たしていく、これが重要なことで、今回の法案はそういう考え方につき立つていただいていると思っております。

○江田(康)委員 今、大臣より明確な答弁をいた

だきました。

国にその責任があり、地方自治体にその責任はない、運用上、地方自治体の協力を求めていく、

こういう位置づけでございます。しっかりとそれを踏まえて今後の施策運営をやっていただきたいと強く要望をいたします。

次に、特定廃棄物の処理についてでございます。

瓦れきなどの汚染廃棄物の処理について、我々の法案では、環境大臣は、特別な管理が必要とする程度の汚染状況とそのほかの事情から国が廃棄物処理を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当するものを地方公共団体の意見を聞いて汚染廃棄物対策地域に指定し、適正化を認める要件に該当するけれども、原発から二十キロ圏内の警戒区域や計画的避難区域が想定されるのでしょうか。また、環境省令で定める要件とは何なのか、汚染の状況に加えて加味されるそのほかの事情というのは何なのか、答弁をい

ます。

○江田(康)委員 次に、汚染廃棄物対策地域には

指定されておりませんけれども、下水汚泥や焼却灰などの汚染が一定基準を超えるものについては、これを指定廃棄物として国が処理を行つものとしたところでございます。

○江田(康)委員

これは、今用意されておりますが、第一條に、環境大臣は、おそれがあ

るそのほかの事情といふのは何なのか、答弁をい

ます。

○江田(康)委員

この汚染廃棄物対策地域について、先ほど来、

口圈内の警戒区域や計画的避難区域が想定され

るの

であります。

○江田(康)委員

この汚染廃棄物対策地域について、先ほど来、

口圈内の警戒区域や計画的避難区域が想定され

できることとされており、また、環境大臣への協議については、国が定めることとなる基本方針との整合性等を確保するため、規定されているものだと思つております。

それから、国の代行についてでございますが、これは、これから提案される案では、市町村等からの要請に加えて、除染等の措置等の実施体制、専門知識、技術の必要性、こうした事項を勘案して必要があると認められる場合には、国が市町村等の事務を代行すると規定されていると思つておりますが、市町村から要請があるというのはどういうことなのか。それは、やはり市町村ではできないから要請をするんだろう、そして、市町村の方で実施体制や専門知識、技術の必要性、そういうもののを考え、これは国頼むよということで来るんだろうと思いますので、そこのところは、あえて要請に加えて重い重い要件があるんだというような運用ではなく、市町村の皆さんとしっかりと協議をしていきたいと思っております。

○江田(鹿)委員 明確な答弁をいただきました。

最後に、費用負担について、環境大臣にお聞かせいただきます。

先ほど来の、第三条に規定しております国の責任と地方の役割、このことを踏まえて、我々は、費用負担については、第四十三条には、国は財政上の措置を講ずるものとし、また第四十四条には、この法律に基づき講ぜられる措置は、原賠法の損害に係るものとして、原子力事業者の負担のもとに実施する所とあります。また、第四十五条には、入念規定を置きまして、国は第三条に規定する社会的責任にかんがみ、地方公共団体が滞りなく措置を講ずることができるように、必要な措置を講ずるものとしているものであります。これらの措置は、この法律に基づいて地方公共団体が実施する除染事業等については、これに要する計画策定費用や調査費用も含めて、その費用の全額を国が一たん支払つて、後に関係原子力事業者に求償できるとしたものでありまして、自治体には負担は生じないとしたものであります。

いかがか。環境大臣の明確な答弁をいただきます。

内のことろを除染対処していくだけでは住民の安心にはつながらない、面的に全域を整備する必要がある。では、これは自治体の積極的な姿勢だけによるものかといいますと、やはりこれは、東電、ここで原発事故、国の責任、ここによつて生じているものであるわけですから、そこを何らかの支援措置をしていく。こういう今後の、この法律以外での対応というものをしつかり考えていく必要があります。

○江田(鹿)委員 大臣おかれましては、先般来理事会等において十三条以下の条文が用意をされております。それによりますと、事業が円滑に進むよう、この法律に基づき地方公共団体が実施する民有地の除染事業について、これに要する計画策定費用あるいは調査費用も含め、これら費用の全額を国が一たん負担した上で、関係原子力事業者に償を行う、さらに、この法律に基づき地方公共団体が実施する公有地の除染事業については、国として必要的な財政上の支援措置をしつかり講ずるということになつていると承知をしております。

○江田(鹿)委員 明確な答弁をいただきました。最後の時間がございます。きょうは福山官房副長官に、せつかくおいでござりますので、質問をさせていただきます。

○江田(鹿)委員 明確な答弁をいただきました。

最後の時間がございます。きょうは福山官房副長官に、せつかくおいでござりますので、質問をさせていただきます。

○江田(鹿)委員 明確な答弁をいただきました。

最後の時間がございます。きょうは福山官房副長官に、せつかくおいでござりますので、質問をさせていただきます。

御案内のように、福島の皆さんは本当に現在及び将来の健康に對して不安をお持ちにならいでいます。そのためにも、短期的な健康管理だけではなく、中長期の健康に対する管理が必要だという認識で我々としては今回の二次補正で対応をさせていただきました。まさに委員御指摘のとおり、中長期的な観点でこの健康調査について進めていきたいと思っております。

○小沢委員長 次に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事会等において

本件につきましては、先般来理事会等において協議してまいりましたが、本日、お手元に配付いたしておりますとおりの草案を得ましたので、福山内閣官房副長官におかれましては、これまでにわたりまして原発事故に対する御要望を政府にいただきまして、ありがとうございます。

○福山内閣官房副長官 江田委員におかれましては、先般来理事会等においても、数次にわたりまして原発事故に対する御要望を政府にいただきまして、ありがとうございます。

本件につきましては、先般来理事会等において協議してまいりましたが、本日、お手元に配付いたしておりますとおりの草案を得ましたので、福山内閣官房副長官におかれましては、これまでにわたりまして原発事故に対する御要望を政府にいただきまして、ありがとうございます。

○江田(鹿)委員 明確な答弁をいただきました。最後の時間がございます。きょうは福山官房副長官に、せつかくおいでござりますので、質問をさせていただきます。

○江田(鹿)委員 明確な答弁をいただきました。

最後の時間がございます。きょうは福山官房副長官に、せつかくおいでござりますので、質問をさせていただきます。

及び国民の責務を明らかにしております。その上で、環境大臣は事故由来放射性物質による環境汚染への対処に関する基本方針の案を策定することとし、国は環境汚染の状況についての統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備するとともに、みずから監視及び測定を実施して、その結果を隨時公表するものとしております。

第二に、放射性物質により汚染された廃棄物の処理について、環境大臣は、特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染されているおそれがある廃棄物が存する地域を汚染廃棄物対策地域として指定できることとともに、同対策地域においても汚染状態が一定の基準を超える廃棄物を指定廃棄物とし、国は、これらの対策地域内廃棄物及び指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならないものとしております。

第三に、放射性物質により汚染された土壌等の除染等について、環境大臣は、汚染が著しいと認められる等の事情から国が除染等を実施する必要がある地域を除染特別地域として指定できることとともに、除染特別地域外でも一定以上の汚染状態またはそのおそれが著しいと認められる地域を汚染状況重点調査地域に指定するものとしております。これを受けて、除染特別地域については国が、汚染状況重点調査地域については国、都道府県、市町村等が除染等を実施しなければならないものとしております。

第四に、国は、地方公共団体が事故由来放射性物質による環境汚染への対処に関する施策を推進するためには必要な費用についての財政上の措置等を講ずるものとし、また、この法律に基づき講ぜられる措置は、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者の負担のもとに実施されるものとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び主な内容であります。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太

平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案

〔本号末尾に掲載〕

○小沢委員長 お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小沢委員長 起立総員。よって、そのように決しました。なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○小沢委員長 次に、本法律案の提出に際しまして、田島一成君外二名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の共同提案による平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。江田康幸君。

○江田(康)委員 ただいま議題となりました平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する件につきましては、そのおそれがあつたことを踏まえ、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

趣旨の説明は、案文を朗読してかえさせていたいと存じます。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の總

事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する件(案)

環境の汚染への対処に関する件(案)

政府は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることから、この法律に基づく放射性廃棄物の處理及び除染に当たっては、国の責任において万全な対策を講じるとともに、地方公共団体はそれぞれの実情に応じて国に協力するものであること。

二 国は、事業が円滑に進むよう、この法律に基づき地方公共団体が実施する民有地除染事業について、これに要する計画策定費用、調査費用も含め、費用の全額を国が一旦負担したこと。

三 この法律に基づく放射性廃棄物の処理や除染の措置に関する基準については、地域の汚染状況を踏まえ、客観的に、速やかに設定すること。また、その設定に当たっては、感受性の強い子供の健康に特に配慮すること。

四 この法律に基づく除染の対象については、国民の安全・安心を確保するため、地方公共団体との協議の上、土壌や建築物等のみならず、道路、河川、湖沼、海、港湾、農地及び山林等を含むものとすること。

五 この法律に基づく放射性廃棄物や除染により発生した除染土壌等の処分を円滑に進めるため、國の責任において最終処分場等を確保すること。

六 国は、環境中に放出された放射性物質の總合的な対策を万全に行うために、この法律の権能に応じた環境省の組織・体制を整備するとともに、環境大臣は関係行政機関の長と緊密な連携協力を図ること。

七 国は、放射性物質による健康被害から国民を守るため、継続した健康調査の実施や疫学調査の研究を進めること。

八 海洋汚染対策や地下水汚染対策など、水、大気、土壤、生態系などへの長期にわたる汚染への対策の方針を示すこと。

九 今回の事故により環境中に放出された放射性物質による汚染への対処の必要性については、は、国際社会への説明責任を果たすこと。

十 この法律に基づいて行われる放射性廃棄物処理や除染の措置等を実施するために、必要な予算を計上すること。

右決議する。

○小沢委員長 何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○小沢委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小沢委員長 起立総員。よって、本動議のとおり決議することに決しました。

この際、ただいまの決議につきまして、政府から発言を求めておりますので、これを許しました。江田環境大臣。

○江田国務大臣 ただいまの御決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして、努力してまいります。

○小沢委員長 お諮りいたします。

本決議の議長に対する報告及び関係各方面への参考送付等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○小沢委員長 次に、石綿による健康被害の救済

に関する法律の一
部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

○工藤委員 民主党の工藤

による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、民主党・無所属クラブを

石綿健康被害教習法は、石綿による健康被害の代表して発言いたします。

特殊性にかんがみ、石綿によつて健康被害を受けた方やその遺族の迅速な救済を図るため、平成十八年二月、当時の自公政権によつて是案され、成立

平成二十年には、民主党も加わった議員立法にて、当時の日本公政機関として抜擢された法律です。

立成二年といひ、財三元がね、水詰眞立源によつて、医療費等の支給期間拡大等の
よる改正によつて、医療費等の支給期間拡大等の
措置を講じました。

また、民主党政権になつてからは、法の救済対象の広大を圖るなり、昨年七月、村娘疾病の直四指置を詰しまじか

象の抵抗力を図るために 晴年七月 奈良病院の追加を行いました。

一方 現行法は五年以内の見直しが規定されて
いますが、期限であつたことし三月までに見直し
が行つてしまつて、所定の教諭のすべき間違

が行わざなかつたために、新たな潮流のすき間に生じています。

このよき現状を踏まえ、民主党は被害者や家族の方々の要望も直接お聞きした上で、本年五月に改正法案の要綱を取りまとめ、専門家による協議を経て、

月は改正法案の要綱を取りまとめ、野党は協議を求めてまいりました。そして、今月、ようやく与野党的合意に至り、一二二三(改定是正案)にて既存

野党の合意に至り、ここは委員長提案として起草されることになりました。

本改正法により敷済のすき間が解消され、また、五年以内の法の見直しは、石綿に関するさまざま

さまたな課題の解決に資するものと期待をしております。

これにより石綿による健康被害の救済は一定進展をいたしますが、今後の取り組みが必要な点についてお述べ下さい。

ついで申し述べます

第一類第十一號 環境委員會議錄第十四號

平成二十三年八月二十三日

100

る現状を踏まえ、アスベストによる健康被害の救済と今後被害者をつくらないために、例えば、石綿による疾病的認定基準のうち、肺がんについて付されている石綿暴露作業への従事期間が十年以上あることという要件の撤廃や、復帰前の沖縄米軍基地において石綿健康被害を受けた基地労働者についての救済措置を検討することなどにより、すき間なく総合的なアスベスト対策を推進していくべきないと考えています。

なお、諸外国の状況をかんがみて、アスベスト疾病に対する医療の向上と薬品の認可研究の推進についてもお願いしたいと思います。

本法案を速やかに可決、成立していただきたいと願っています。

をお願いいたしまして、私の発言とさせていただきます。

ありがとうございます。

○小沢委員長 次に、江田康幸君。

○江田(應)委員 公明党の江田康幸でございます。

ただいま委員長から趣旨の説明がありました石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、公明党を代表して発言をさせていただきます。

石綿健康被害救済法は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿によつて健康被害を受けた方やその遺族に対し、その迅速な救済を図るために、平成十八年に成立した法律であります。その後、平成二十年には議員立法による改正によって、医療費等の支給期間拡大等の措置を講じました。

しかししながら、現在、本制度では、労災保険の五年の時効により特別遺族給付金の支給ができないくなるケースが発生しているため、早急な対応をすべく、支給対象の拡大と請求期限の延長、さらには特別遺族弔慰金においてもその請求期限の延長を可能とする改正案が委員長提案という形で提出されました。我が公明党も、本法の成立に深くかかわってきた経緯から、すき間のない救済に向けて

全力を尽くしたいと考えております。

そこで、この際、政府に対して、公明党の考え方による今後の課題について幾つか提案をさせていただきます。

まず、東日本大震災における災害廃棄物にはアスベスト含有建材などが含まれているにもかかわらず、被災地におけるアスベストの暴露や飛散防止対策は十分とは言えません。そこで、作業従事者だけでなく、ボランティアや周辺住民の方に万全を期していただきたい。あわせて、石綿関連疾患は潜伏期間が長いという特徴があることから、特に作業等の記録が残されるよう配慮していただきたい。

次に、石綿健康被害の患者の妻が本法に基づく年金を受給せずに死亡した場合、その子供が一時金を受給できないといった事態があるその一方で、労災補償制度では同じケースでも一時金が支給されるなど、制度間の不公平が生じていることから、すき間のない救済の実現に向けて特別遺族一時金の支給のあり方を見直す必要があります。

また、石綿による健康被害を受けた可能性がある者の遺族であつて特別遺族給付金等の請求を行つていいない者に対して、救済手続について周知するための措置を継続するよう御努力をいただきたい。

さらに、政府においては、法律の施行状況を不

断的に点検し、特別遺族弔慰金の給付水準の引き上げ等の検討、石綿の健康リスク調査の充実や、石綿関連疾患有する健康管理制度の導入など、石綿のための総合的な見直しについて、真摯に取り組んでいただきたい。

最後に、今回の見直しに御尽力をいたいた関係者の皆様に感謝を申し上げるとともに、本法律

四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。江田環境大臣。

そこで、この際、政府に対して、公明党の考え方による今後の課題について幾つか提案をさせていただきます。

まず、東日本大震災における災害廃棄物にはアスベスト含有建材などが含まれているにもかかわらず、被災地におけるアスベストの暴露や飛散防止対策は十分とは言えません。そこで、作業従事者だけでなく、ボランティアや周辺住民の方に万全を期していただきたい。あわせて、石綿関連疾患は潜伏期間が長いという特徴があることから、特に作業等の記録が残されるよう配慮していただきたい。

次に、石綿健康被害の患者の妻が本法に基づく年金を受給せずに死亡した場合、その子供が一時金を受給できないといった事態があるその一方で、労災補償制度では同じケースでも一時金が支給されるなど、制度間の不公平が生じていることから、すき間のない救済の実現に向けて特別遺族一時金の支給のあり方を見直す必要があります。

また、石綿による健康被害を受けた可能性がある者の遺族であつて特別遺族給付金等の請求を行つていいない者に対して、救済手続について周知するための措置を継続するよう御努力をいただきたい。

さらに、政府においては、法律の施行状況を不

断的に点検し、特別遺族弔慰金の給付水準の引き上げ等の検討、石綿の健康リスク調査の充実や、石綿のための総合的な見直しについて、真摯に取り組んでいただきたい。

最後に、今回の見直しに御尽力をいたいた関係者の皆様に感謝を申し上げるとともに、本法律

廃棄物の処理及び除染等の措置等 第一節 関係原子力事業者の措置等(第九条・第十条)

第二節 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理(第十二条—第二十四条)

第三節 除染等の措置等(第二十五条—第四十一条)

第四節 費用(第四十三条—第五十九条)

第五章 雑則(第四十六条—第六十三条)

第六章 罰則(第六十条—第六十三条)

第七章 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故(以下本則において単に「事故」といいう。)により当該原子力発電所から放出された放射性物質(以下「事故由来放射性物質」という。)

による環境の汚染が生じてることに鑑み、事

故由来放射性物質による環境の汚染への対処に

関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公

共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置に

及ぼす影響を速やかに低減することを目的とす

る。

第二条 この法律において「原子力事業者」とは、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第一百五十六号)第二条第三号に規定する原子力事業者をいい、「関係原子力事業者」とは、事故

由来放射性物質を放出した原子力事業者をい

う。

2 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(土壤を除

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故

により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

の対処に関する特別措置法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故

により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

の対処に関する特別措置法

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本方針(第七条)

第三章 監視及び測定の実施(第八条)

第四章 事故由来放射性物質により汚染された

この際、本起草案につきまして、衆議院規則第

目次

4 環境大臣は、第一項の申請があつた場合にお

いて、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る廃棄物が保管されている場所に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査せることができる。

前条第二項の規定は、第一項の申請をした者について準用する。この場合において、同条第二項中「当該各号に定める」とあるのは「当該申請に係る」と、「前項」とあるのは「第十七条第一項」と読み替えるものとする。

第十九条 国は、第十七条第一項の規定による指定に係る廃棄物（以下「指定廃棄物」という。）の収集、運搬、保管（同条第二項前条第五項における準用する場合を含む。）の規定による保管を除く。次条、第四十八条第一項、第四十九条第三項、第五十条第三項、第五十一条第二項及び

第二十条 対策地域内廃棄物又は指定廃棄物(以下「特定廃棄物」という。)の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならぬ。

(特定廃棄物の処理の基準)

第六十一条第一項第三号において同じ。)及び処分をしなければならない。

(廃棄物処理法の適用関係)

第二十一条 対策地域内廃棄物であつて事故由来放射性物質により汚染されていないものについては、廃棄物処理法の規定は、適用しない。

第二十二条 廃棄物処理法第二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「汚染された物」とあるのは、「汚染された物(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)第一条に

規定する事故由来放射性物質によつて汚染され

た物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第二百六十六号)又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第二百六十七号)の規定に基づき廃棄される物、放射性物質汚染対処特措法第十三条第一項に規定する対

策地域内廃棄物、放射性物質汚染対応特措法第十九条に規定する指定廃棄物その他環境省令で定める物(除く。)を除く。」とする。
(特定一般廃棄物等の処理の基準)

第二十三条 前条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物

物（一般廃棄物に該当するものに限る。）であつて、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるもの（環境省令で定めるものに限る。以下「特定一般廃棄物」という。）の処理を行う者（一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物）にあつては、特例管理一般廃棄物九種目）

物のうち、船舶管理一般廃棄物処理基準が適用される者に限る。)は、当該基準のほか、環境省令で定める基準に従い、特定一般廃棄物の処理を行わなければならない。

前条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物(産業廃棄物に該当するものに限る。)であつて、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるもの(環境省令で定めるものに限る。

（産業廃棄物処理基準）（特別管理産業廃棄物処理基準）（以下「特定産業廃棄物」という。）の処理を行う者は、あつては、特別管理産業廃棄物処理基準が適用される者に限る。は、当該基準のほか、環境省令で定める基準に従い、特定産業廃棄物の処理を行わなければならない。

3 特定一般廃棄物を輸出しようとする者に係る廃棄物処理法第十条の規定（この規定に係る罰則を含む。）の適用については、同条第一項第三号中「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは、「特別管理一般廃棄物処理基準」及び平成一十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖

地震に伴う原子力発電所の事故により放出され

4 特定産業廃棄物を輸出しようとする者に係る
廃棄物処理法第十五条の四の七の規定(この規
定は「二十三年法律第二百三十九号」(同法
第二百三十九条第一項の環境省令で定める基準」とす
る特別措置法(平成二十三年法律第

定に係る罰則を含む。の適用については、同条第一項中「同条第一項第四号中「市町村」とあるのは「同条第一項中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、同条第二号中「一般廃棄物処理基準」とあるのは「産業廃棄物処理基準及び平成十三年三月一日に発生した東北地方太平洋沖

地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百三十九号)等二十三条第二項の環境省令で定める基準(以下この号において「特別処理基準」という。)と、「特別管理一般廃棄物」とあるのは「特別管理一般廃棄物」として、

「特別管理一般廃棄物」とあるのは、特別管理産業廃棄物処理基準とあるのは、「特別管理産業廃棄物」であり、「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは、「特別管理産業廃棄物」と「特別管理一般廃棄物」の二種類である。この二種類の基準は、同一の規制対象であるが、適用範囲が異なる。一般的な廃棄物は、「特別管理一般廃棄物」として扱われるが、産業廃棄物は、「特別管理産業廃棄物」として扱われる。また、「特別管理一般廃棄物」と「特別管理産業廃棄物」の間に、適用範囲が重複する場合がある。

を行う場合に係る廃棄物処理法第十九条の三五

び第十九条の四の規定(これらは規定に係る要則を含む。)の適用については、廃棄物処理法第十九条の三第一号中「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理一般廃棄物処理基準」又は平成二十三年三月十一日に発生した事北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故

により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第号)第二十三条第一項の環境省令で定める基準(第三号及び次条第一項において「特別処理基準」という。)と、同条第三号中「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは「特別

理一般廃棄物処理基準」若しくは特別処理基準と、廃棄物処理法第十九条の四第一項中「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは特別管理一般廃棄物処理基準又は特別処理基準」とある。

第二項に規定する者が特定の廃棄物の処理を行ふ場合に係る廃棄物処理法第十九条の三五及び第十九条の五の規定(これらは規定に係る署則を含む。)の適用については、廃棄物処理法第十九条の三第二号中「産業廃棄物処理基準」とあるのは「産業廃棄物処理基準若しくは平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する

物処理基準若しくは特別処理基準」とする。

(特定一般廃棄物処理施設等の維持管理の基準)

第二十四条 一般廃棄物処理施設であつて環境省令で定める要件に該当するもの(以下「特定一般廃棄物処理施設」という。)の設置者(市町村が廃棄物処理法第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するため設置する特定一般廃棄物処理施設にあつては、管理者。第三項において同じ。)は、当分の間、廃棄物処理法第八条の三第一項の環境省令で定める技術上の基準のほか、環境省令で定める技術上の基準に従い、当該特定一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

2 産業廃棄物処理施設であつて環境省令で定める要件に該当するもの(以下「特定産業廃棄物処理施設」という。)の設置者は、当分の間、廃棄物処理法第十五条の二の三第一項の環境省令で定める技術上の基準のほか、環境省令で定める技術上の基準に従い、当該特定産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

3 特定一般廃棄物処理施設の設置者が当該特定一般廃棄物処理施設の維持管理を行う場合に係る廃棄物処理法第九条の二第一項第一号及び第九条の三第十項の規定(廃棄物処理法第九条の二の規定に係る罰則を含む。)の適用については、これらの規定中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第一号)第二十四条第一項の環境省令で定める技術上の基準を含む。)」とす

る。

4 特定産業廃棄物処理施設の設置者が当該特定産業廃棄物処理施設の維持管理を行なう場合に係る廃棄物処理法第十五条の二の七第一号の規定(この規定に係る罰則を含む。)の適用については、同号中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準(平成二十三年三月十一日に発生した

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第一号)第二十四条第二項の環境省令で定める技術上の基準を含む。)」とする。

第三節 除染等の措置等
法律第二十一条(第二十四条第二項の環境省令で定める技術上の基準を含む。)とする。

(除染特別地域の指定)

第二十五条 環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみてその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められることその他の事情から國が土壤等の除染等の措置並びに除去土壤の収集、運搬、保管及び処分(以下「除染等の措置等」という。)を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を、除染特別地域として指定することができる。

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 環境大臣は、除染特別地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならぬ。

4 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、土地又は工作物の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるべきである。

5 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の区域内の一定の地域で第一項の環境省令で定める要件に該当するものを、除染特別地域として指定しなければならない。

6 土地又は工作物の所有者等は、正当な理由がない限り、第三項の規定による立入り、調査測定又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(除染特別地域の区域の変更等)

第二十六条 環境大臣は、除染特別地域の指定の要件となつた事実の変更により必要が生じたときは、当該除染特別地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前項第三項及び第四項の規定は、前項の規定による除染特別地域の区域の変更(環境省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(除染特別地域内の汚染の状況の調査測定)

第二十七条 国は、除染特別地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をすることができる。

2 国は、前項の調査測定をしたときは、その結果を公表しなければならない。

3 国の行政機関の長は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をするため、必要があるときは、その必要な限度において、その職員に、土地又は工作物に立ち入り、土壤その他の物につき調査測定をさせ、又は調査測定のため必要な最小量に限り土壤その他の物を無償で収去させることができる。

4 国の行政機関の長は、その職員に前項の規定による立入り、調査測定又は収去をさせようとするときは、あらかじめ、土地又は工作物の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるべきである。

5 該土地若しくは工作物の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。

6 土地又は工作物の所有者等は、正当な理由がない限り、第三項の規定による立入り、調査測定又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(特別地域内除染実施計画の変更)

第二十九条 環境大臣は、除染特別地域の区域の変更により、又は除染特別地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、特別地域内除染実施計画を変更する。

2 前項第三項及び第四項の規定は、前項の規定による特別地域内除染実施計画の変更(環境省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(国による特別地域内除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施)

第三十条 国は、除染特別地域について、特別地域内除染実施計画に従つて、除染等の措置等を実施しなければならない。

2 特別地域内除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置は、関係人(土壤等の除染等の措置を実施しようとする土地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件以下「土地等」という。)に關し土壤等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者をいう。以下同じ。の同意を得て、実施しなければならない。

3 関係人は、特別地域内除染実施計画が円滑に実施されるよう、特別地域内除染実施計画に基

一 除染等の措置等の実施に関する方針

二 特別地域内除染実施計画の目標

三 前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項

四 その他除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に關し必要な事項

づく土壤等の除染等の措置に協力しなければならない。

4 国は、特別地域内除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置を実施しようとする場合において、過失がなくて関係人又はその所在が知れないため、第二項の同意を得ることができないときは、当該土壤等の除染等の措置を実施する土地等、当該土壤等の除染等の措置の内容その他環境省令で定める事項を官報に掲載することができる。

5 前項の掲載があつたときは、関係人は、その掲載の日から三月を経過する日までの間に、環境省令で定めるところにより、国に対し、当該土壤等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

6 第四項の掲載があつた場合において、前項に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出がなかつたときは、当該土壤等の除染等の措置を実施することについて第二項の同意があつたものとみなす。

7 国は、第二項の同意を得ることができない場合又は第五項の規定により関係人から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出があつた場合において、当該土壤等の除染等の措置が実施されないことにより、当該土地等の事故由来放射性物質による汚染に起因して当該土地又はその周辺の土地において人の健康に係る被害が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、第一項の同意を得ることなく当該土壤等の除染等の措置を実施することができる。

(除染特別地域内の土地等に係る除去土壤等の保管)

第三十一条 国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壤等除去土壤及び土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。)

4 環境大臣は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

5 除染特別地域内の土地等に係る土壤等の除染

域設定指示(事故に関して原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市町村長に対して行つた同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示をいう。)の対象区域であること、過失がなくて当該土地の所有者等が知れないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壤等を保管させることが困難な場合には、国が、当該土地において当該除去土壤等を保管することができる。

2 国は、前項の規定により、土地の所有者等に当該土地等に係る除去土壤等を保管させ、又は自らが当該土地において除去土壤等を保管しようとするとときは、あらかじめ、当該土地の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるべきである。ただし、過失がなくて当該土地の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。

3 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 環境大臣は、汚染状況重点調査地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、汚染状況重点調査地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

5 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の区域内の一定の地域で第一項の環境省令で定める要件に適合しないと認められるものを、汚染状況重点調査地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができない。

6 土地又は工作物の所有者等は、正当な理由がない限り、第三項の規定による立入り、調査測定又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される廃棄物のうち産業廃棄物地の所有者等(これらの者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新たに当該土地の所有者等となつた者を含む。第五項並びに第三十九条第一項及び第七項において同じ。)に對し、当該土地において当該除去土壤等を保管させることができる。ただし、当該土地が警戒区

(汚染状況重点調査地域の指定)

第三十二条 環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみて、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められ、又はそのおそれが著しいと認められる場合には、その地域をその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域(除染特別地域を除く。以下「汚染状況重点調査地域」という。)として指定するものとする。

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするとときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 環境大臣は、汚染状況重点調査地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の調査測定をしたときは、その結果を公表するよう努めなければならない。

3 都道府県知事等は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をしたときは、その結果を公表するよう努めなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の調査測定をするため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地又は工作物に立ち入り、汚染の状況について調査測定をすることができる。

3 都道府県知事等は、その職員に前項の規定による環境の汚染の状況について調査測定をさせ、又は調査測定のため必要な最小量に限り土壤その他の物を無償で取去させることができる。

4 都道府県知事等は、その職員に前項の規定による立入り、調査測定又は取去をさせようとするときは、あらかじめ、土地又は工作物の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるなければならない。ただし、過失がなくて当該土地若しくは工作物の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。

5 第三項の規定による立入り、調査測定又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 土地又は工作物の所有者等は、正当な理由がない限り、第三項の規定による立入り、調査測定又は取去を拒み、妨げ、又は忌避してはならぬ。

(除染実施区域に係る除染等の措置等の実施者)	
第三十五条 次条第一項に規定する除染実施計画の対象となる区域として当該除染実施計画に定められる区域(以下「除染実施区域」という)。内の土地であつて次の各号に掲げるもの及びこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件に係る除染等の措置等は、当該各号に定める者が実施するものとする。	
一 国が管理する土地 国	
二 都道府県が管理する土地 当該都道府県	
三 市町村が管理する土地 当該市町村	
四 環境省令で定める者が管理する土地 環境省令で定める者	
五 前各号に掲げる土地以外の土地 当該土地	
が所在する市町村	
2 前項の規定にかかわらず、除染実施区域内の土地であつて同項第五号に掲げるもののうち農用地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する市町村の要請により、当該農用地が所在する都道府県が除染等の措置等を実施することができる。	
3 前二項の規定にかかわらず、除染実施区域内の土地であつて第一項各号に掲げるもの又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件にあつては、国、都道府県、市町村、同項第四号の環境省令で定める者又は当該土地等の所有者等が、当該各号に定める者との合意により、除染等の措置等を実施することができる。(除染実施計画)	
第三十六条 都道府県知事等は、汚染状況重点調査地域内の区域であつて、第三十四条第一項の規定による調査測定の結果その他の調査測定の結果により事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該都道府県又は市町村内の当該区域に係る除染等の措置等の実施	
(除染実施計画の変更)	
2 除染実施計画においては、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。	
一 除染等の措置等の実施に関する方針	
二 除染実施計画の対象となる区域	
三 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が	
一 除染等の措置等を実施する区域	
二 除染実施計画の着手予定時期及び完了予定期	
三 除染等の措置等を実施する区域	
四 前号に規定する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講すべき土壤等の除染等の措置	
五 土壌等の除染等の措置の着手予定期及び完了予定期	
六 除去土壤の収集、運搬、保管及び処分に関する事項	
七 その他環境省令で定める事項	
3 都道府県知事等は、除染実施計画に定められるべき事項について調査審議するとともに、当該除染実施計画の効果的かつ円滑な実施を図るため、当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる国、都道府県、市町村、前条第一項第四号の環境省令で定める者その他都道府県知事等が必要と認める者を含む者で組織される協議会を置くことができる。	
4 都道府県知事等は、除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、前項に規定する協議会を設置している場合にあっては、その意見を、その他の場合にあっては当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められた者が見込まれる者の他の関係者の意見を聽くとともに、環境大臣に協議しなければならない。	
5 都道府県知事等は、除染実施計画を定めたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところによれば、これを公告するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。	
6 第四項の掲載があつた場合において、前項に掲載の日から三月を経過する日までの間に、環境省令で定めるところにより、同項の掲載をした国、都道府県又は市町村に対し、当該土壤等の除染等の措置についての意見書を提出することができることができる。	
7 国、都道府県又は市町村は、第二項の同意を得ることができない場合又は第五項の規定により関係人から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出があつた場合において、当該土壤等の除染等の措置が実施されないことにより、当該土地等の事故由来放射性物質による汚染に起因して当該土地又はその周辺の土地において人の健康に係る被害が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、第二項の同意を得ることなく当該土壤等の除染等の措置を実施することができる。	
第三十七条 都道府県知事等は、除染実施区域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、除染実施計画を変更することができる。	
2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による除染実施計画の変更(環境省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。	
(除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施)	
第三十八条 第三十六条第二項第二号に規定する除染等の措置等の実施者(以下「除染実施者」という。)は、除染実施計画に従つて、除染等の措置等を実施しなければならない。	
2 除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置等を実施しなければならぬ者は、関係人の同意を得て、実施しなければならない。	
3 関係人は、除染実施計画が円滑に実施されるよう、除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置に協力しなければならない。	
4 国、都道府県又は市町村は、除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置を実施しようとする場合において、過失がなくて関係人又はその所在が知れないため第二項の同意を得ることができないときは、当該土壤等の除染等の措置を実施する土地等、当該土壤等の除染等の措置の内容その他環境省令で定める事項を官報(都道府県又は市町村にあっては、当該都道府県又は市町村の公報)に掲載することができるとする。	
5 前項の掲載があつたときは、関係人は、その掲載の日から三月を経過する日までの間に、環境省令で定めるところにより、同項の掲載をした国、都道府県又は市町村に対し、当該土壤等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。	
6 第四項の掲載があつた場合において、前項に規定する期間が経過する日までの間に、関係人等に当該土地の所有者等に当該除去土壤等を保管せ、又は自らが当該土地において除去土壤等を保管しようとするときは、あらかじめ、当該土地の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる	

機会を与えなければならない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

3 除染実施者は、除去土壤等を保管したとき、又は第一項の規定により土地の所有者等又はその所在が知れないとときは、遅滞なく、環境省土壤等を保管させたときは、遅滞なく、環境省

令で定めるところにより、当該土壤等の除染等の措置を実施した上地等に係る除染実施計画を定めた都道府県知事等に当該除去土壤等を保管した土地の所在地及び保管の状態その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした除染実施者は、

その届出に係る事項が変更されたときは、遅滞なく、その旨を当該届出をした都道府県知事等に届け出なければならない。

5 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、環境省令で定めるところにより、除染実施区域内の土地等に係る除去土壤等の保管に関する台帳を作成し、これを管理しなければならない。

6 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がないければ、これを拒むことができない。

7 除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(第二十二条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物のうち産業廃棄物に該当するものに限る。)を当該土壤等の除染等の措置が実施された土地において当該土地の所有者等又は除染実施者が保管する場合には、

廃棄物処理法第十二条第一項(特別管理産業廃棄物にあっては、第十二条の二第二項)の規定は、適用しない。

(土壤等の除染等の措置の基準)

第四十条 除染特別地域又は除染実施区域に係る土壤等の除染等の措置を行なう者は、環境省令で定める基準に従い、当該土壤等の除染等の措置を行ななければならない。

2 除染実施区域に係る土壤等の除染等の措置を行なう場合は、当該土壤等の除染等の措置を行なわなければならない。

行う者は、当該土壤等の除染等の措置を委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならぬ。

3 環境大臣は、前二項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(除去土壤の処理の基準等)

第四十一条 除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行なわなければならない。

2 除染実施区域に係る除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、当該除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を委託する場合には、当該除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行なわなければならない。

3 環境大臣は、前二項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(特定廃棄物を除く。)を当該土壤等の除染等の措置を実施した土地において保管する者は、

環境省令で定める基準に従い、当該廃棄物の保管を行なわなければならない。

(国による措置の代行)

第四十二条 国は、都道府県知事、市町村長又は環境省令で定める者から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して必要があると認められるときは、当該都道府県、市町村又は環境省

令で定める者に代わって自らこの節(第三十四条、第三十六条及び第三十七条を除く。以下同じ。)に規定する措置を行なうものとする。

1 当該都道府県、市町村又は環境省令で定められた者その他の関係者に対し、当該除染等の措置等に関し、必要な報告を求めることができる。

2 前項の規定により国がこの節に規定する措置を行なう場合においては、当該措置に関する事務

を所掌する大臣は、政令で定めるところにより、同項の都道府県、市町村又は環境省令で定める者に代わってその権限を行なうものとする。

(第五章 費用)

(財政上の措置等)

第四十三条 国は、地方公共団体が事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(この法律に基づく措置の費用負担)

第四十四条 事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)(第三条第一項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任すべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。

2 国、都道府県、市町村、第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者(国、都道府県、市町村又は同号の環境省令で定める者から委託を受けた者)は、除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行なう者を含む。)その他環境省令で定める者以外の者は、除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行なう者を含む。

3 その他環境省令で定める者以外の者は、除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行なう者を含む。

4 除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行なう者(第六十条第一項第四号において同じ)は、保

管又は処分を業として行つてはならない。

(報告の徴収)

第四十九条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、関係原子力事業者に対し、第十条第一項の規定により当該関係原子力事業者

が講すべき協力措置に關し、必要な報告を求めることができる。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第十七条第二項(第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により指定廃棄物の保管を行なう者に対し、当該保管に關し、必要な報告を求めることができる。

3 おいて、第十七条第二項(第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により指定廃棄物の保管を行なう者に対し、当該保管に關し、必要な報告を求めることができる。

4 おいて、特定期間内に特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行なった者その他の関係者に対し、特定期間内に特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行なった者その他の関係者に対し、当該除染等の措置等に関し、必要な報告を求めることができる。

5 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、この法律の施行に必要な限度において、特定期間内に特定廃棄物の燃却の禁止)

第四十六条 何人も、みだりに特定廃棄物又は除去土壤(以下「汚染廃棄物等」という。)を捨ててはならない。

2 当該除染等の措置等に関する専門的知識及び技術の必要性

1 当該都道府県、市町村又は環境省令で定められた者その他の関係者に対し、当該除染等の措置等を行なった者その他の関係者に対し、当該除染等の措置等に関し、必要な報告を求めることができる。

の焼却については、この限りでない。

(業として行う汚染廃棄物等の処理の禁止)

第四十八条 国、国の委託を受けて特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行なう者は、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行なう場合においては、環境省令で定める者以外の者は、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行なうものとす

る。

行う者は、当該土壤等の除染等の措置を委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならない。

3 環境大臣は、前二項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(除去土壤の処理の基準等)

第四十一条 除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行なわなければならない。

2 除染実施区域に係る除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、当該除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を委託する場合には、当該除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行なわなければならない。

3 環境大臣は、前二項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(特定廃棄物を除く。)を当該土壤等の除染等の措置を実施した土地において保管する者は、

環境省令で定める基準に従い、当該廃棄物の保管を行なわなければならない。

(国による措置の代行)

第四十二条 国は、都道府県知事、市町村長又は環境省令で定める者から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して必要があると認められるときは、当該都道府県、市町村又は環境省

令で定める者に代わって自らこの節(第三十四条、第三十六条及び第三十七条を除く。以下同じ。)に規定する措置を行なうものとする。

1 当該都道府県、市町村又は環境省令で定められた者その他の関係者に対し、当該除染等の措置等を行なうものとする。

2 前項の規定により国がこの節に規定する措置を行なう場合においては、当該措置に関する事務

を所掌する大臣は、政令で定めるところにより、同項の都道府県、市町村又は環境省令で定める者に代わってその権限を行なうものとする。

(第五章 費用)

(財政上の措置等)

第四十三条 国は、地方公共団体が事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(この法律に基づく措置の費用負担)

第四十四条 事故由来放射性物質による環境の汚染に對処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)(第三条第一項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任すべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者に支払うよう努めなければならない。

(この法律に基づく措置の費用負担)

第四十五条 国は、第三条に規定する社会的な責任に鑑み、地方公共団体等が満りなくこの法律に基づく措置を講ずることができ、かつ、当該措置に係る費用の支払が関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(国による措置)

第四十六条 何人も、みだりに特定廃棄物又は除去土壤(以下「汚染廃棄物等」という。)を捨ててはならない。

2 当該除染等の措置等に関する専門的知識及び技術の必要性

1 当該都道府県、市町村又は環境省令で定められた者その他の関係者に対し、当該除染等の措置等を行なった者その他の関係者に対し、当該除染等の措置等に関し、必要な報告を求めることができる。

2 おいて、第十七条第二項(第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により指定廃棄物の保管を行なう者に対し、当該保管に關し、必要な報告を求めることができる。

3 おいて、特定期間内に特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行なった者その他の関係者に対し、当該保管に關し、必要な報告を求めることができる。

4 おいて、特定期間内に特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行なった者その他の関係者に対し、当該除染等の措置等に関し、必要な報告を求めることができる。

5 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、この法律の施行に必要な限度において、特定期間内に特定廃棄物の燃却の禁止)

第四十七条 何人も、みだりに特定廃棄物又は除去土壤(以下「汚染廃棄物等」という。)を捨ててはならない。

2 当該除染等の措置等に関する専門的知識及び技術の必要性

1 当該都道府県、市町村又は環境省令で定められた者その他の関係者に対し、当該除染等の措置等を行なった者その他の関係者に対し、当該除染等の措置等に関し、必要な報告を求めることができる。

2 おいて、第十七条第二項(第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により指定廃棄物の保管を行なう者に対し、当該保管に關し、必要な報告を求めることができる。

行う者は、当該土壤等の除染等の措置を委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならない。

3 環境大臣は、前二項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(除去土壤の処理の基準等)

第四十一条 除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行なわなければならない。

2 除染実施区域に係る除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、当該除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を委託する場合には、当該除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行なわなければならない。

3 環境大臣は、前二項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(特定廃棄物を除く。)を当該土壤等の除染等の措置を実施した土地において保管する者は、

環境省令で定める基準に従い、当該廃棄物の保管を行なわなければならない。

(国による措置の代行)

第四十二条 国は、都道府県知事、市町村長又は環境省令で定める者から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して必要があると認められるときは、当該都道府県、市町村又は環境省

令で定める者に代わって自らこの節(第三十四条、第三十六条及び第三十七条を除く。以下同じ。)に規定する措置を行なうものとする。

1 当該都道府県、市町村又は環境省令で定められた者その他の関係者に対し、当該除染等の措置等を行なうものとする。

2 前項の規定により国がこの節に規定する措置を行なう場合においては、当該措置に関する事務

項、第四十条第一項並びに第四十一条第一項の環境省令の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ、原子力安全委員会の意見を聴かねばしばならぬ。

(権限の委任)

第五十七条 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(環境省令への委任)

第五十八條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行

に關し必要な

(事務の区分)
第五十九条 第三十四条第一項から第四項まで、第三十五条第一項(第五号に係る部分)に限

る。)、第二項及び第三項(同条第一項第五号に係る部分に限る。)、第三二六条第一項、第四項

係る部分に限る) 第三十六条第一項 第四項
(第三十七条第二項において準用する場合を含

む)及び第五項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)、第三十七条第一項、第三

十八条第二項（第三十五条第一項第五号に係る土壤等の除染等の措置に係る部分に限る。）、第

四項（第三十五条第一項第五号に係る土壤等の
余染等の措置に係る部分に限る。）、第二頁（第

附設等の措置に係る部分に附す) 第七項(第三十五条第一項第五号に係る土壤等の除染等の措置に係る部分)。

措置に係る部分に限る)及び第八項 第三十九条第一項から第四項まで(第三十五条第一項第

五号に掲げる土地における除去土壤等の保管に係る部分に限る。)及び第五項、第四十九条第五

項、第五十条第五項並びに第五十一条第三項、第四項及び第五項の規定により都道府県又は市

町村が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六、二七五)第二条第

自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

第七章 嘲則
第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七章 割則

第一回の名号

